

上越市選挙管理委員会告示 第 27 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者職務代理者については、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により次のとおり選任者を変更した。

令和8年1月27日

上越市選挙管理委員会
委員長 澤 海 雄 一

1 期日前投票所の投票管理者職務代理者の変更

別紙のとおり